

総 基 料 第 3 3 号
平成 30 年 2 月 26 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長
渡辺 克セ

第一種指定電気通信設備との接続に関し講すべき措置について
(インターネット接続関連事項)
(平成29年9月8日総基料第162号関連)

1 標記について、改正省令等※の案の諮問に対する情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成29年12月22日情郵審第32号）における指摘を踏まえ、円滑な接続の確保について検討したところ、公正な競争環境の中での多様なサービスの円滑な提供に向けて、改正省令等の制定に際し、更に改善等が必要と考えられる点があるため、貴社において、次の措置を講じられたい。.

※ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年総務省令第6号）、平成30年総務省告示第68号（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件）及び平成30年総務省告示第69号（電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件の一部を改正する件）をいう。

(1) トラヒック増加に対応するための網終端装置の円滑な増設の確保
(増設基準の基本的事項の接続約款への記載及びその適切な実施)

① 改正省令等による改正後の省令等の規定に適合させるための接続約款（電気通信事業法第33条第2項の認可を受けた接続約款をいう。以下同じ。）の変更（以下「改正対応約款変更」という。）において、改正後の電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の4第2項第1号の3の規定に基づき、既存網終端装置増設メニュー（網終端装置増設のための接続メニューのうち、平成29年12月22日諮問第3099号により情報通信行政・郵政行政審議会に諮問された接続約款の変更案で新設されようとしているメニュー以外のもの（貴社が大部分の費用を負担するもの）をいう。以下同じ。）の増設に係る基準又は条件の基本的事項を、円滑なインターネット接続を可能とする見地から定めること。（既存網終端装置増設メニューによる他事業者からの網終端装置の増設の要望に応じないことがある場合。②においても同じ。）

② ①により定められた内容がその認可の後速やかに適切に実施されるよう、インターネット接続のトラヒックが増加していることを考慮し、接続事業者・関係団体の意見・要望を十分参考にしながら、既存網終端装置増設メニューによるトラヒック増加への対応の方法について検討し、適切な対処を行うこと。検討の状況については、平成30年4月末までに報告すること。

(2) IPoE接続における公正な競争条件の確保

- ① IPoE接続（直接接続に限る。以下同じ。）を行っている接続事業者（以下「VNE事業者」という。）の数が一定数に達する場合を一律に接続請求の拒否事由とする接続約款の規定を撤廃するとともに、接続請求に対してはまずは協議に応じることとするよう、改正対応約款変更において措置を講じること。
- ② 上記のほか、IPoE接続を行うことができる電気通信事業者の数に係る技術的・経済的な制約を実際に緩和しIPoE接続が円滑に行われるようにするための方法について、継続的に検討を行い、改善を図ること。
- ③ IPoE接続のための閑門系ルータ（ゲートウェイルータ）の接続用ポートの小容量化について、接続事業者・関係団体と協議を行いつつ、金額・条件等の具体化に向けた検討を進め、その実現を図ること。
- ④ IPoE接続のための接続点の追加設置を求める接続事業者からの要望について、効率的な通信の疎通のために円滑な接続を確保することを旨として、柔軟に対応すること。（貴社宛て「第一種指定電気通信設備の接続に関し講ずべき措置について」（平成29年9月8日総基料第162号）の記2は、廃止する。）
- ⑤ 上記②から④までの検討又は対応の状況並びにVNE事業者及びVNE事業者になろうとする者の数を、平成30年6月末までに報告し、その後は当面の間、毎年12月末までに報告すること。
- ⑥ 改正対応約款変更により、接続約款において、
 - (ア) 不当な取引条件の設定の禁止及び不当な差別的取扱いの禁止についてVNE事業者が違反していることを総務大臣が認めた場合に接続を停止することがある旨の規定を撤廃し、これに代えて、
 - (イ) 他事業者がVNE事業者に卸電気通信役務の提供又は接続を求める場合における情報開示及び回答が円滑に行われるための手続をVNE事業者が整備し公示すべき旨の規定を新設すること。

2 貴社宛て「DSL（デジタル加入者回線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日郵電技第3011号）及び「平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する講ずべき措置について（要請）」（平成26年3月31日総基料第60号）は、廃止する。

ただし、貴社の電気通信設備との接続によりDSLサービスの提供が行われる間は、そのサービスの利用者からサービス提供の申込みがあってから接続によりDSLサービスの提供が開始されるまでの標準的な工事期間を7営業日以内とする取組みは、引き続き実施されたい。

3 貴社宛て「加入光ファイバに係る接続制度の在り方に関する講ずべき措置について（要請）」（平成27年9月18日総基料第176号）の記2（1）及び（4）③に関しては、今後は、次の事項について適切な措置を講じることとされたい。

（1）既存の光配線区画の見直し等について

貴社による既存の光配線区画の見直しの実施状況について総務省において注視する必要があるため、毎年度9月末及び3月末の状況について、翌年度6月末までに総務省に報告すること。なお、接続事業者向け光配線区画の新設及び「エントリーメニュー」の導入についても、引き続き取り組むこと。

（2）光配線区画が事後的に分割・縮小される課題への対処に関する報告について

光配線区画の分割・縮小が接続事業者の収容率や加入光ファイバの利用効率に大きな影響を与えるものであることに鑑み、その合理的な運用を確保する観点から、光配線区画の分割・縮小の状況や貴社による平成27年9月18日総基料第176号の記2（4）①及び②の措置の実施状況について総務省において注視する必要があるため、分割・縮小を行った光配線区画の状況について、毎年度9月末及び3月末の状況について翌年度6月末までに総務省に報告すること。

4 接続事業者・関係団体等の事情により本要請に沿うことが難しい状況に到った場合には、本要請の趣旨の実現のため、あらかじめ、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課に報告及び相談し、その結果に応じて対応されたい。

以上